

第2回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成 29 年 8 月 25 日 (金)
- 2 開閉時間 午後 5 時開会 午後 5 時 40 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 13 人
1 番 小原孝志 2 番 畑山一郁 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁 9 番 小川一也
10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 5 番 佐々木辰善
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 3 番 鈴木英博、4 番 佐藤美頭雄
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項による通知について
報告第 2 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 2 号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第2回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は13名ですので、鷹栖町農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、3番委員、4番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第18条第6項による通知について」と日程第3報告第2号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」が報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農地法第18条第6項による通知について」です。
賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。
議案は3、4頁をご覧ください。
テキストは、農地法テキストの32頁をご覧ください。
番号が11、12番の2件でございます。
11、12番については借主の経営移譲に伴い、貸付先が変更するための解約で、この後、貸付先については議案第1号で審議します。
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。
テキスト32頁には、農地の賃貸借の解約についての記載があり、解約するには許可が必要になります。
今回の11、12番については、合意による解約が成立した通知を受理したことにより、許可不要となり、報告するものです。
テキストに許可不要の場合とあり、そこに記載されている3事例以外は、許可が必要になります。
賃貸借の解約は、その3事例以外は、許可の判断基準のいずれかに該当しなければ、許可されません。
3事例以外での解約は、安易に解約ができない制度になっています。
賃貸契約にあたっては、契約内容を熟慮のうえ、手続きを行うことが大切です。
また、33頁にも賃貸借関係について、記載がありますので後ほど、ご覧ください。
- 続きまして、議案6頁をご覧ください。
報告第2号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」です。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現地証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、現地確認委員、吉本会長、佐々木委員及び寺崎委員の3人の指名について、専決処分しましたので報告します。

なお、本日配布しました北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の抜粋に根拠が記載されていますので、ご確認ください。

報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

はい、報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

それでは、日程第4議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案8頁をご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が9、10頁になります。

テキストは、農地法テキスト9頁をご覧ください。

番号が51、52番で2件ございます。

2件については、先ほど、報告第1号で報告した経営移譲に伴う貸付先の変更で、鷹栖町農用地利用調整協議会を通した賃貸借の案件でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は議案11、12頁に載せてありますのでご確認ください。

農地を賃貸借する場合は、農地法3条許可が必要ですが、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の作成等により、許可無く、賃貸借ができます。

テキスト9頁の下段にありますように農業委員会は、鷹栖町が作成した農用地利用集積計画の決定により、賃貸借を認めることとなります。

また、本日、配布した資料に売買、賃貸借の概要が記載されていますので、ご確認ください。

説明は以上です。

議長

はい、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第5議案第2号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案14頁をご覧ください。
議案第2号「土地の現況証明書の交付について」です。
現況証明の内容については、15、16頁をご覧ください。
番号が1番で1件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。
位置図は議案17頁に載せてあります。
また、本日配布しました現地写真もありますので、ご確認ください。
報告第2号で報告したとおり現地確認委員を指名し、8月18日に現地確認を行いました。
現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

6番委員 はい、1番の案件について、8月18日、吉本会長、佐々木委員、私と事務局で現地調査を行いました。
願出のあった土地は、既に物置、カーポートが建ってから、相当経過しており、農地以外と判断しました。
報告は以上です。

事務局長 詳細については、現地調査票及び本日配布しました現地写真をご覧ください。
物置、カーポートについては、物置が昭和51年、カーポートは約10年前、鷹栖町が台風で大きな被害があった年に設置したようです。
その物置、カーポートの所有者ですが、現地写真にある住宅の所有者である[]氏で、申請者の[]です。
物置、カーポートの設置にあたっては、土地所有者である[]氏に相談連絡が無かったようです。
[]氏はこれまで、自分の土地であると思っていたようであり、その経緯については、8月16日に相談を受けております。
現況に至る経緯については以上です。

議長 それでは、議案第2号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第2号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 それでは、「その他」の案件に入ります。
「次回の定例会について」ですが、農作業の繁忙期であります、9月25日月曜日で、午前8時30分からでよろしいでしょうか。

委員 異議無しの声

議長 それでは、次回定例会は、9月25日（月）午前8時30分からでお願いします。

事務局長 空き家対策に係る農地の取得について説明
別添「空き家に隣接した農地の取得に係る要領」で説明

10番委員 1ページ目要領に記載されている9番目の登記手続きは、事務局でやるのですか？

事務局長 事務局ではなく、自分でやっていただきます。

10番委員 9ページ目の5番目に書かれている自給的農家という表現はやめたほうがよいのではないかと？

事務局長 自給的農家という表現は、抜きます。

10番委員 10ページ目に書かれている、買いたい方の条件が簡単すぎるのではないかと。

議長 実際に買いたい人が出てきたときに、説明の中で理解していただくという形でやっていき、問題がおきたときに、変えていこうと思いたしますがよろしいですか？

10番委員 わかりました。

9番委員 アピールするのであれば、ホームページのアドレスをわかりやすくしてほしい。

事務局長 わかりました。

事務局長 ‘17旭川近郊の農業青年と女性との交流会について説明
事務局長 農地の利用状況調査に係る情報収集について説明
事務局長 7月26日に実施したあっせん現地調査の評価結果について配布及び説明

13番委員 前回の現地調査の評価で出た金額で、進めていくかを協議しなくてよいのか。

事務局長 まず本日配布した資料を確認していただき、もう一度協議したほうがよいのではないかと考えたところは、次回の定例会でお知らせいただき、協議をして変更して行くようにしたいと思います。

議長 それでは、以上をもって第2回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。